

三次市教育委員会議案第17号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和5年6月26日

三次市教育委員会  
教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

三次市教育委員会組織規則（平成16年三次市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は場長」を「，場長又はセンター長」に改める。

附 則

この規則は，令和5年7月1日から施行する。